平成２５年（フ）第５６号
福岡県柳川市大和町豊原855番地
債務者　塩塚　秀喜
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
福岡県三潴郡大木町大字筅溝93番地
債務者　福山　圭二
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
長崎県長崎市つつじが丘５丁目５番25号
債務者　青木　　実
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
長崎県長崎市岡町９番８号　深堀マンション405号
債務者　瀬戸口美次
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
盛岡市三本柳７地割13番地10
債務者　鎌田　祥子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２４０号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第７地割30番地１
債務者　田中舘夕子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７２号
山形県東置賜郡高畠町大字相森120番地の19
債務者　後藤　功右
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１４５０号
愛知県北名古屋市高田寺北の川13番地１
債務者　中山真由美（旧姓福重）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５３１号
愛知県愛西市柚木町前田面562番地18
債務者　隈田原興人
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６１７号
名古屋市緑区大高町字道円坊７番地の１　エクスナイズ106号
債務者　大前　彰浩
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６４１号
名古屋市千種区徳川山町４丁目１番７号　愛知県立城山病院、住民票上の住所名古屋市千種区豊年町９番18号　ファミリアーレ千種704号
債務者　早川美津子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６８８号
名古屋市天白区植田１丁目2102番地　サンパレス植田1002号
債務者　多田　良雄
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２１８号
福岡県糸島市志摩小富士８番地13
債務者　鈴木　里美
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４１２号
福岡市東区和白丘２丁目６番13―301号
債務者　奥村　正晴
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４１４号
福岡市南区曰佐２丁目27番５―102号
債務者　坂田　章治
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１３１号
福岡市博多区堅粕２丁目20番１―505号
債務者　永山　静子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１３６号
福岡市東区和白１丁目14番41―405号
債務者　佐藤　康徳
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１４７号
福岡市南区清水２丁目５番５―406号
債務者　中島　翔太
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部